平成２１年（フ）第３３２号
静岡市葵区慈悲尾432番地の７、旧住所静岡県榛原郡川根本町梅地258番地の２
債務者　旭　　孝之
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３号
静岡市葵区慈悲尾432番地の７、旧住所静岡県榛原郡川根本町梅地258番地の２
債務者　旭　てる子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５４号
静岡県藤枝市天王町２―７―39　Ｊコーポ３号室、住民票上の住所神奈川県鎌倉市大船５丁目２番17―611号
債務者　安藤　咲子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２６号
静岡市駿河区稲川１丁目10番26号、旧住所静岡市葵区駒形通６丁目５番22―405号
債務者　井上　達也
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３７７号
神奈川県大和市福田2342番地１　日神パレステージ桜ケ丘308号
債務者　石橋　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８８号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目１番19号　ベルコートⅡ　301
債務者　古井　快明
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５９０号
神奈川県相模原市高根２丁目12番８号　淵野辺パークハイツ101
債務者　髙田　重徳
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５９１号
神奈川県相模原市相原３丁目28番11号　212
債務者　渡邉　　大
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０１号
神奈川県相模原市矢部３丁目23番12号
債務者　片山　繭子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０７号
神奈川県相模原市相原３丁目６番14号　エステートピア清水103号
債務者　山口眞由美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６１６号
神奈川県相模原市氷川町11番20号　アイリスビル302号
債務者　中島永里子（旧姓岡林）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６３４号
神奈川県相模原市田名3186番地　県営田名堀之内団地１号棟202号室
債務者　亀田富士子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第７５８号
静岡県焼津市田尻北1624―61、住民票上の住所静岡県焼津市塩津55番地の２
債務者　松永　順子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８００号
静岡市清水区押切1429番地　ゴルジュ押切Ｂ101、旧住所静岡市清水区北脇148番地の12
債務者　佐藤　　強
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３５号
神奈川県相模原市大野台４丁目３番42号　チェリーハイツ201号
債務者　河原　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部